議案第２３号　専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第２項の規定により報告する。

平成２９年　　月　　日提出

鳥取市長　深　澤　義　彦

専　決　処　分　書

損害賠償の額及び和解について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分をする。

平成２９年　　月　　日専決

鳥取市長　深　澤　義　彦

損害賠償の額及び和解について

次のとおり損害賠償の額を定め、及び和解するものとする。

１　鳥取市内在住の者を相手方とする損害賠償の額を定め、及び和解する件

⑴　損害賠償の額　　金２９５，０７８円

⑵　和解の内容

ア　鳥取市側の過失割合を１０割とし、鳥取市は、相手方に対し、金２９５，０７８円（車両修理費）の支払義務があることを認め、これを相手方に持参し、又は送金して支払う。

イ　相手方は、その余の請求を放棄する。

２　鳥取市内在住の者を相手方とする損害賠償の額を定め、及び和解する件

⑴　損害賠償の額　　金１８，９５４円

⑵　和解の内容

ア　鳥取市側の過失割合を１０割とし、鳥取市は、相手方に対し、金１８，９５４円（車両修理費）の支払義務があることを認め、これを相手方に持参し、又は送金して支払う。

イ　相手方は、その余の請求を放棄する。

３　前２件に係わる経過

平成２８年１２月１５日鳥取市立明徳小学校敷地内の樹木の樹液等により、隣接する駐車場に駐車中の相手方車両に汚損が生じたものである。

鳥取市立明徳小学校敷地内の樹木の樹液等による事故賠償について

１．事故の概要

本件事故は、平成２８年１２月１５日、鳥取市立明徳小学校敷地内の樹木の樹液等により、隣接する駐車場に駐車中の相手方車両に汚損が生じたものである。

２．経過

H28．12.15	事故判明 学校敷地内の樹木の樹液等により、隣接する駐車場の駐車車両２台に被害（塗装の変色）が生じていると駐車場管理者より報告
H28．12.16	被害車両の所有者と被害状況の確認
H28．12.28	樹木伐採作業の実施
H29．　1.11	保険会社へ被害報告を提出し、保険適用とする。 （学校施設災害賠償保障保険を適用）
H29．　5．8	協議が整い、専決処分し、示談書締結

３．内容

損害賠償額　　金２９５，０７８円　　金１８，９５４円

鳥取市側の過失割合を１０割とし、双方に対し、車両修理費の支払義務があることを認める。